

件名	えひめ青少年ふれあいセンター使用料条例
主管課	生涯学習課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>えひめ青少年ふれあいセンターの使用料を徴収するため制定</p> <p>1 使用料の額 次の区分に応じ、それぞれ定める額の範囲内で教育委員会が定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊使用 1人1泊につき 800円 ・ 日帰り使用 1人1日につき 200円 <p>2 使用料の納付時期 使用の前に納付。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納</p> <p>3 使用料及び手数料の減免 特に必要と認められる者に対しては、使用料を減免</p> <p>4 使用料の不還付 既に納付した使用料は、還付しない（天災等の理由による場合を除く。）</p>	
施行日	平成20年6月1日（平成21年3月31日失効）